

第9回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第9回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

平成27年2月20日（金） 午後1時30分から午後3時00分まで

2 開催場所

第3委員会室（西館8階）

3 出席した委員

会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 伊藤博文委員、権田隆実委員、三井新太郎委員

4 庶務を行うため出席した職員

行政課主幹 小林正彦、行政課専門員 野中知加子、行政課情報公開グループ 安藤宏樹、同 吉田絃子

5 説明を行うため出席した職員

こども保健課長補佐 水鳥一明、こども保健課こども保健グループ 兵藤菜穂

6 会議に付した事項

○保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することについて

諮問第11号「こんにちは赤ちゃん訪問事業」

- ・事務局概要説明
- ・実施機関意見陳述
- ・審議

7 議事概要

別紙のとおり

別紙 議事概要

1 運営審議会運営事項等について

- (1) 会議録の公開について
公開とする。

2 保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することについて

○こんにちは赤ちゃん訪問事業

- (1) 事務局概要説明
(2) 実施機関の説明

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問事業の目的及び内容について
- ・ 民生委員・児童委員の職務等について
- ・ 個人情報の取扱い方法及び提供方法について

(3) 質疑応答

委員	今までもこのような赤ちゃん訪問事業は行っていたのか。また、行っていたのであれば、これまでの事業運営に問題はなかったか。
実施機関	これまでも「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を行っていた。特段、事業運営に問題はなかった。
委員	対象となる赤ちゃんを保健所の電子端末から抽出しているとのことだが、その赤ちゃんが生まれたという情報はどのように得るのか。
実施機関	赤ちゃんが生まれた場合、市民課に出生届が提出され、その情報が保健所の電子端末にも反映される。
委員	民生委員・児童委員は、民生委員法において守秘義務が規定されているとのことだが、実際、どのように個人情報の漏えいを防ぐのか、また、民生委員・児童委員のモラルハザードについて研修会などは行っているのか。
実施機関	民生委員児童委員協議会の事務局である豊橋市社会福祉協議会において、新任の民生委員・児童委員を対象に研修を行っており、その研修の中で、守秘義務についての説明や個人情報の漏えい防止策について指導している。

委員	この訪問事業に係る個人情報、紙媒体で管理されることが多いと思われるが、個人情報の紛失、毀損等に備えて、何らかの対応策は講じているのか。
実施機関	各地区民生委員児童委員協議会に対し、個人情報を含む文書を配布する際には、同文書に特定の用紙を添えて渡し、協議会内にて当該文書を配布後、配布が終了したことの証明として、その用紙を市に返却してもらうことをもって、確実に受け渡しがなされたことを確認していく。
委員	民生委員・児童委員が個人情報を漏えい等した場合の罰則規定はあるのか。
実施機関	豊橋市個人情報保護条例において罰則規定を定めている。
委員	仮に、民生委員・児童委員が豊橋市から個人情報の提供を受けられない場合、民生委員・児童委員は、その職務を遂行することができないということか。
実施機関	その通りである。

(4) 審議

- ・実施機関等が民生委員・児童委員に配布している「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の手引書について、同委員の守秘義務に関する記述が漠然としているように感じられるため、具体的にどのような点に注意すべきか、また、個人情報の管理方法を詳細に明記することが必要だと思われる。
- ・民生委員・児童委員に注意喚起を促すために、罰則規定についても同様に手引書に明記しておくべきではないか。
- ・民生委員・児童委員の個人情報の管理については、委員間で共通認識を持ち、一定の水準を保つことができるよう運用していくことが必要である。したがって、個人情報の管理が徹底されるよう、その仕組みを作ることが肝要だと思われる。
- ・本諮問における審議の主旨は、「事業の公益性」、「事業の代替可能性」及び「事業の措置内容の適法性」の3点である。
- ・「事業の公益性」については「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の事業目的から公益性を有していると判断できる。
- ・「代替可能性」については、民生委員法に基づき、訪問事業を行う者として民生委

員・児童委員が適当であると認められる。

・「事業の措置内容の適法性」については、適法性自体は認められるものの、個人情報の取扱方法については、個人情報の紛失、毀損、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理運営のために必要な基準を定める必要がある。

(5) 審議の結果

・本諮問案件である「こんにちは赤ちゃん訪問事業」について、当該訪問事業の対象となる乳児の個人情報（住所、氏名、生年月日、性別、保護者氏名）を利用目的以外の目的のために当該民生委員・児童委員に提供することは、特別の理由があるものと認める。